

共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成29年10月)						新条文(平成30年10月)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文		
1	1	1	3	2	2. 設計図書 の 照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員からさらに詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。	1	1	1	1	2	2. 設計図書 の 照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員からさらに詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。	照査範囲の明確化		
1	1	1	9	2	2. 宮城県請負 工事元請・下請 関係適正化要綱	受注者は、工事の一部を下請けで施工する場合は「宮城県請負工事元請・下請関係適正化要綱(平成28年12月1日付仕事管第303号土木部長通知)」を遵守すること。	1	1	1	9	2	2. 宮城県請負 工事元請・下請 関係適正化要綱	受注者は、工事の一部を下請けで施工する場合は「宮城県請負工事元請・下請関係適正化要綱(平成30年4月1日改正)」を遵守すること。	要綱の改正に基づく改訂		
1	1	1	18	4	4. 再生資源利 用計画	受注者は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	18	4	4. 再生資源利 用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	最新の運用に基づく改訂		
1	1	1	18	5	5. 再生資源利 用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	18	5	5. 再生資源利 用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	最新の運用に基づく改訂		
1	1	1	30	4	4. 廃油等の適 切な措置	受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	1	1	1	30	4	4. 廃油等の適 切な措置	受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	誤字の修正		
1	1	1	35	3	3. 諸手続きの 提示、提出	受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	35	3	3. 諸手続きの 提示、提出	受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督職員に提示しなければならない。	誤字の修正		
1	2	4	1	3	3. 構造物取付 け部	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわれないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行われなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説IV下部構造編8.9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成24年3月)及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。	1	2	4	1	3	3. 構造物取付 け部	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわれないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行われなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説IV下部構造編7.9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成29年11月)及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。	適用すべき諸基準の修正		
3	1	1	4	2	2. 貸与機械の 使用	受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。	3	1	1	4	2	2. 貸与機械の 使用	受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める特記仕様書等によらなければならない。	実態に即した改訂		
3	1	1	5	6	1	6. 段階確認	【表1-1】中 査座	1	1	1	5	6	1	6. 段階確認	【表1-1】中 査座	誤字の修正

共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成29年10月)							新条文(平成30年10月)							改定理由			
編	章	節	条	項	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文	
3	2	2							3	2	2					適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新
3	2	3	13	3	8	3. PC緊張の施工	(8)プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋編) 20.8 PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成24年3月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	3	13	3	8	3. PC緊張の施工	(8)プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) 17.11 PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成29年11月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	適用すべき諸基準の修正	適用すべき諸基準の修正
4	2	2							4	2	2					適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新
5	2	2							5	2	2					適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新
6	2	2							6	2	2					適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新
8	1	2							8	1	2					適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新
8	1	12	2	3		3. 背面板(受音板)の材料	背面板(受音板)の材料は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SPG 3S または、これと同等以上の品質を有するものとする。	8	1	12	2	3		3. 背面板(受音板)の材料	背面板(受音板)の材料は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SGH、SGC または、これと同等以上の品質を有するものとする。	JIS G 3302の改定による鋼材名称の変更	JIS G 3302の改定による鋼材名称の変更
8	2	2							8	2	2					適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新
8	3	2							8	3	2					適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新
8	6	2							8	6	2					適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新
8	7	2							8	7	2					適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新
8	8	2							8	8	2					適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新
8	9	2							8	9	2					適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新
8	10	2							8	10	2					適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新
8	11	2							8	11	2					適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新

共通仕様書(土木工事編 I)新旧対照表

現行条文(平成29年10月)							新条文(平成30年10月)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編章節条 (項目見出し)	新条文
8	12	2							8	12	2				適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新
8	13	2							8	13	2				適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新
8	14	2							8	14	2				適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新
8	15	2							8	15	2				適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新
8	16	2							8	16	2				適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新
9						共通	請負者		9					共通	受注者	表現の修正
10						共通	請負者		10					共通	受注者	表現の修正
10									10					共通	適用条項等の修正	誤字の修正
10									10					共通	適用すべき諸基準の更新	諸基準の更新